

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正処分の義務付け等請求控訴事件

国側当事者・国(厚木税務署長)

平成24年6月21日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月9日判決、本資料262号-25・順号11875)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	滝 実
処分行政庁	厚木税務署長 黒田 榮治
同指定代理人	澁谷 美保
同	山口 克也
同	福井 聖二
同	梶山 清児
同	山本 英樹
同	橋本 健

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成22年3月19日付けで控訴人に対してした、控訴人の昭和63年分の贈与税に係る更正の請求(以下「本件更正請求」という。)に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分(以下「本件通知処分」という。)を取り消す。
- 3 処分行政庁は、控訴人の昭和63年分の贈与税の申告について、課税価格を6019万2027円、納付すべき税額を3429万9800円とする更正をせよ。
- 4 訴訟費用は、第1、2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 控訴人は、昭和63年分の贈与税について、納付すべき税額を算出する基礎となった不動産の価額の評価方法に疑問があるとして、処分行政庁に対し更正の請求(本件更正請求)をしたところ、処分行政庁は、更正の請求期限を経過していることを理由に更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件通知処分)をした。

本件は、控訴人が、本件通知処分を違法としてその取消しを求めるとともに、処分行政庁にお

いて、控訴人の昭和63年分の贈与税の申告について、課税価格及び納付すべき税額を控訴の趣旨第3項のとおり更正することの義務付けを求めた事案である。

原審は、本件訴えのうち更正の義務付けを求める訴えは不適法であるとして却下し、控訴人のその余の請求は理由がないとして棄却したので、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張の要旨は、次のとおり付加するほか、原判決の「事実及び理由」第2の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張)

本件更正請求は、更正の請求期限を経過してされたものであるが、適法なものである。控訴人は、予約の上で税務相談をした税務署職員のCから、家屋の評価方法につき、当時の法令に違反する内容を指示されたほか、固定資産税評価額で評価して申告することは犯罪行為に該当すると恫喝され、控訴人が依頼した税理士もこれに迎合したため、期間内に更正申請をすることができなかつたものである。したがって、税務署職員が違法な恫喝をして納税者である控訴人の申告内容を変更させたものというべきであるから、厚木税務署長が本件更正請求に対して不適法と主張することは権限の濫用として許されない。

国税通則法23条1項の規定は、税務署職員が納税者を恫喝して法律に違反する納税を指導した場合でも、更正の請求期限を法定申告期限から1年以内に限定するものであるから、憲法31条、14条に違反する。

### 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件訴えのうち更正の義務付けを求める訴えは不適法であるから却下すべきであり、控訴人のその余の請求は理由がないから棄却すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加するほか、原判決の理由説示（「事実及び理由」第3）のとおりであるから、これを引用する。

(当審における控訴人の主張に対する判断)

控訴人は、厚木税務署長が本件更正請求に対して不適法と主張することは権限の濫用として許されないと主張するが、本件更正請求が不適法であると主張することが権限の濫用に当たるとはいえないことは、原判決10頁13行目冒頭から12頁17行目末尾までに記載のとおりである。また、国税通則法23条1項の規定が憲法31条、14条に違反するといえないことは、原判決12頁18行目冒頭から13頁15行目末尾までに記載のとおりである。控訴人の上記主張はいずれも理由がない。

- 2 よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 園尾 隆司

裁判官 今泉 秀和

裁判官 森脇 江津子